

島原城築城400年記念事業実行委員会

設立会議・第1回会議

○日 時 平成30年7月25日（水） 午前10時

○場 所 島原文化会館 中ホール

島原城築城400年記念事業実行委員会 設立会議・第1回会議資料目次

○設立会議

第1号議案	実行委員会規約（案）について・・・・・・・・・・	P 2
報告 1	実行委員会委員について・・・・・・・・・・	P 6
報告 2	役員の指名について・・・・・・・・・・	P 7

○第1回会議

第1号議案	基本方針（案）について・・・・・・・・・・	P 9
報告 1	専門部会の設置について・・・・・・・・・・	P 15
第2号議案	平成30年度事業計画（案）について・・・・・・・・	P 17

島原城築城400年記念事業実行委員会
設 立 会 議 資 料

(第1号議案)

島原城築城 400 年記念事業実行委員会規約（案）

(名称)

第1条 この会は、島原城築城 400 年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）という。

(目的)

第2条 実行委員会は、島原城が築城 400 年の節目を迎えるに当たり、島原城や城下町の歴史・伝統・文化の再認識と発信を行うとともに、築城 400 年を契機とした現存する島原城及び周辺施設等の景観整備に対する提言並びに新しい歴史・文化を創造し、未来へ伝承することによる島原市の発展を図るために必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 島原城築城 400 年記念事業（以下「記念事業」という。）の基本方針及び事業計画の策定に関すること。
- (2) 上記計画に基づく事業の実施に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は島原市長をもって充てる。
- 3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。
 - (1) 関係機関及び関係団体の代表者又は役職者。
 - (2) その他会長が特に必要と認める者。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 監事 2 名
- 2 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。

(役員の職務)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は、会長が欠けたときはあらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。
- 3 監事は、実行委員会の会計その他の事務を監査し、実行委員会の会議（以下「会議」という。）に報告する。

(任期)

第7条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、実行委員会の設立の日から、解散の日までとする。ただし、委員等が、就任時の機関及び団体の役職を離れた場合は、その後任者が、前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、やむを得ない事情により、委員等から辞任の申出があったときは、委嘱を解くことができる。

(報酬等)

第8条 委員等の報酬は無報酬とする。ただし、必要に応じ旅費等を支払うことができる。

(会議)

第9条 会議は、委員等をもって構成する。

- 2 会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。
- 3 会議は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 実行委員会規約の制定、改廃に関すること。
 - (2) 記念事業の基本方針に関すること。
 - (3) 事業計画及び予算に関すること。
 - (4) 事業報告及び決算に関すること。
 - (5) 幹事会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他会長が必要と認めた事項に関すること。
- 4 会議は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、欠席する委員からあらかじめその権限を議長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員の数を出席委員の数に加えることができる。
- 5 委員は、やむを得ない理由があるときは、その代理人を会議に出席させることができる。この場合、当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。
- 6 会議の議決は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長の決す

るところによる。

(幹事会)

第10条 専門部会間の連絡調整等を行い、会議に提案事項等の立案及び報告を行うため、幹事会を置く。

2 幹事は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 第12条に規定する専門部会の部会長と副部会長

(2) 島原市職員

3 幹事会に幹事長及び副幹事長若干名を置く。

4 幹事長は、幹事の中から互選により選出する。

5 副幹事長は、幹事長が指名する。

6 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。

7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、あらかじめ幹事長が指名した副幹事長がその職務を代理する。

8 幹事会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 会議から委任を受けた事項に関すること。

(2) 会議への提案事項等の立案、及び報告に関すること。

(3) 会議を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。

(4) 専門部会間の連絡調整等に関すること。

(5) その他会長が必要と認める事項に関すること。

9 幹事会は、前項に掲げる事項を審議し、決定したときは、これを次の会議に報告しなければならない。

10 前条第4項から第6項までの規定は、幹事会の会議にこれを準用する。

(会長の専決処分)

第11条 会長は、会議を招集するいとまがないと認められるときは、会議で議決すべき事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議に報告し承認を得なければならない。

(専門部会)

第12条 実行委員会の事業を円滑に進めるため、必要に応じ実行委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を島原市産業部しまばら観光おもてなし課内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 実行委員会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(決算)

第16条 実行委員会の決算は、会計年度終了または事業完了のいずれか早い日の後、速やかに監事の監査を経て、会議の承認を得なければならない。

(解散)

第17条 実行委員会は、その目的が達成されたときは会議の議決により解散する。

2 実行委員会が解散する際に残余財産がある場合には、その残余財産は島原市に帰属するものとする。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

附則

1 この規約は、平成30年 月 日から施行する。

2 第15条の規定に関わらず、実行委員会設立年度に係る会計年度については、設立の日から平成31年3月31日までとする。

島原城築城400年記念事業 実行委員会委員名簿

(敬称略)

所属団体・役職名	氏 名	備 考
島原市長	古川 隆三郎	
島原市議会議長	本多 秀樹	
島原市議会総務委員長	林田 勉	
島原市議会産業建設委員長	上田 義定	
島原市議会教育厚生委員長	生田 忠照	
国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所長	田村 毅	
長崎県島原振興局長	村井 正人	
島原警察署長	中村 勝重	
島原地区校長会会長	渡邊 孝経	(高校)
島原市校長会会長	北浦 幸三	(小中学校)
島原市保育会会長	原田 恒	
島原市私立幼稚園協会会長	吉岡 今日子	
島原市教育文化振興事業団理事長	谷口 英夫	
島原文化連盟委員長	宮崎 金助	
有明町文化協会会長	坂本 梓	
島原市町内会・自治会連合会会長	阿部 洋次郎	
島原市白山青年団団長	近藤 大地	
島原市婦人会連絡協議会会長	川本 まなみ	
島原市老人クラブ連合会会長	田中 正之	
九州電力株式会社島原配電事業所長	小川 末記	
(株) ケーブルテレビジョン島原代表取締役	清水 多聞	
(株) ひまわりてれび代表取締役	宮崎 健	
島原鉄道株式会社代表取締役社長	永井 和久	
九商フェリー株式会社代表取締役社長	美根 晴幸	
熊本フェリー株式会社代表取締役社長	井手 雅夫	
やまさ海運株式会社島原三池営業所長	伊達 明德	
島原商工会議所会頭	満井 敏隆	
有明町商工会会長	片山 輝雄	
(一社) 島原青年会議所監事	永代 秀顕	
島原商工会議所青年部会長	吉田 愉臣	
島原雲仙農業協同組合代表理事組合長	泉 義弘	
島原漁業協同組合代表理事組合長	吉本 政信	
有明漁業協同組合代表理事組合長	松本 正明	
(株) 島原観光ビューロー代表取締役	中村 慎次	
島原市商店街連盟会長	隈部 政博	
島原観光ボランティアガイドの会会長	相良 信一	
島原ライオンズクラブ会長	村中 賞悟	
(株) 十八銀行島原支店長	佐野 玄弥	
(株) 親和銀行島原支店長	谷口 誠一郎	
島原城解説委員	松尾 卓次	
島原市副市長	柴崎 博文	
島原市教育委員会教育長	森本 和孝	

(報 告 2)

役員の指名

○副会長

○監 事

島原城築城400年記念事業実行委員会
第 1 回 会 議 資 料



島原城築城400年記念事業 基本方針 (案)

はじめに

- 島原城は、松倉豊後守重政公が元和4年（1618年）から7年の歳月を費やして築いた近世城郭で、5層の天守を中心として、本丸・二ノ丸に大小16基の櫓と外曲輪に31基の平櫓を要所に配しました。また、周囲には総長5,320mという規模の大きな矢狭間堀を巡らせ、江戸時代初期の完成段階の石垣構築技術と廊下橋や鏡石群など桃山期の築城観を併せ持つ壮麗な城郭でありました。
- その後、寛永14年（1637年）に「島原・天草一揆」で実戦を経験し、寛政4年（1792年）には「島原大変」の眉山大崩壊と津波という歴史的大事変に遭いながらも、島原藩の藩庁として250年間機能し、島原は島原半島の政治・経済・文化の中心となりました。
- 明治6年（1873年）の「存城廃城令」により民間に払い下げられ、明治9年までに惜しくも天守・櫓が解体されましたが、昭和39年（1964年）に天守閣が復元され、島原城は島原市民の誇りとなっています。



1 事業概要

■ 事業の目的

築城から400年を迎える島原城・城下町の歴史や文化を振り返り、新たな文化や魅力を創造し、次世代に伝承していくために、島原城築城400年記念事業を実施します。

- ・「城下町・島原」のシンボルとして島原城築城400年を祝う。
- ・島原の歴史・伝統・文化を再認識し、郷土愛を育み後世へ伝承する。
- ・島原が継続的に発展していくため、城下町にふさわしいまちづくりを推進する。
- ・400年の歴史の中で築いてきた関わりを基に、ゆかりの地域等との連携や交流を深める。

■ 事業の期間

平成30年度（2018年度）～平成36年度（2024年度）

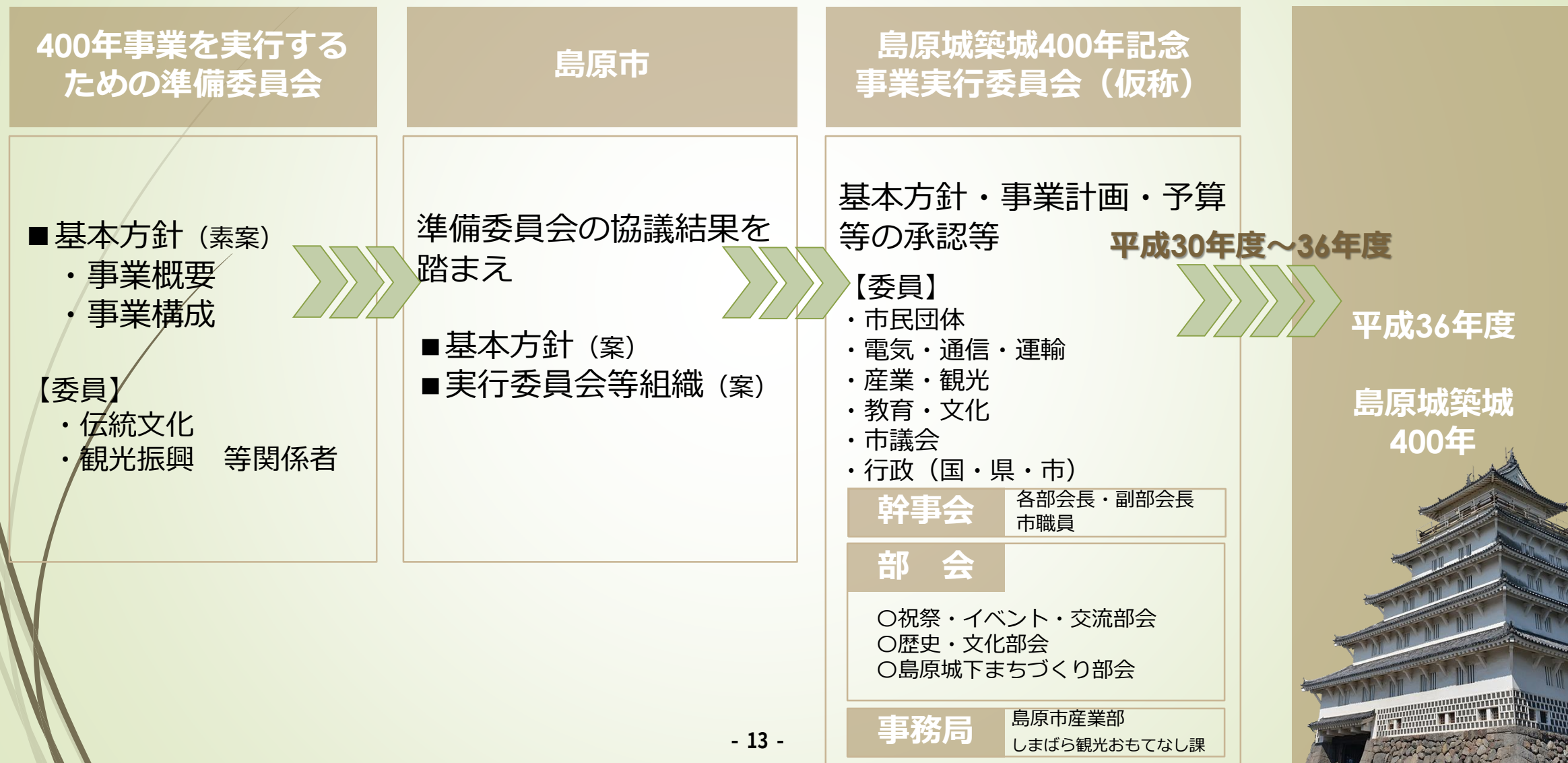


2 事業構成

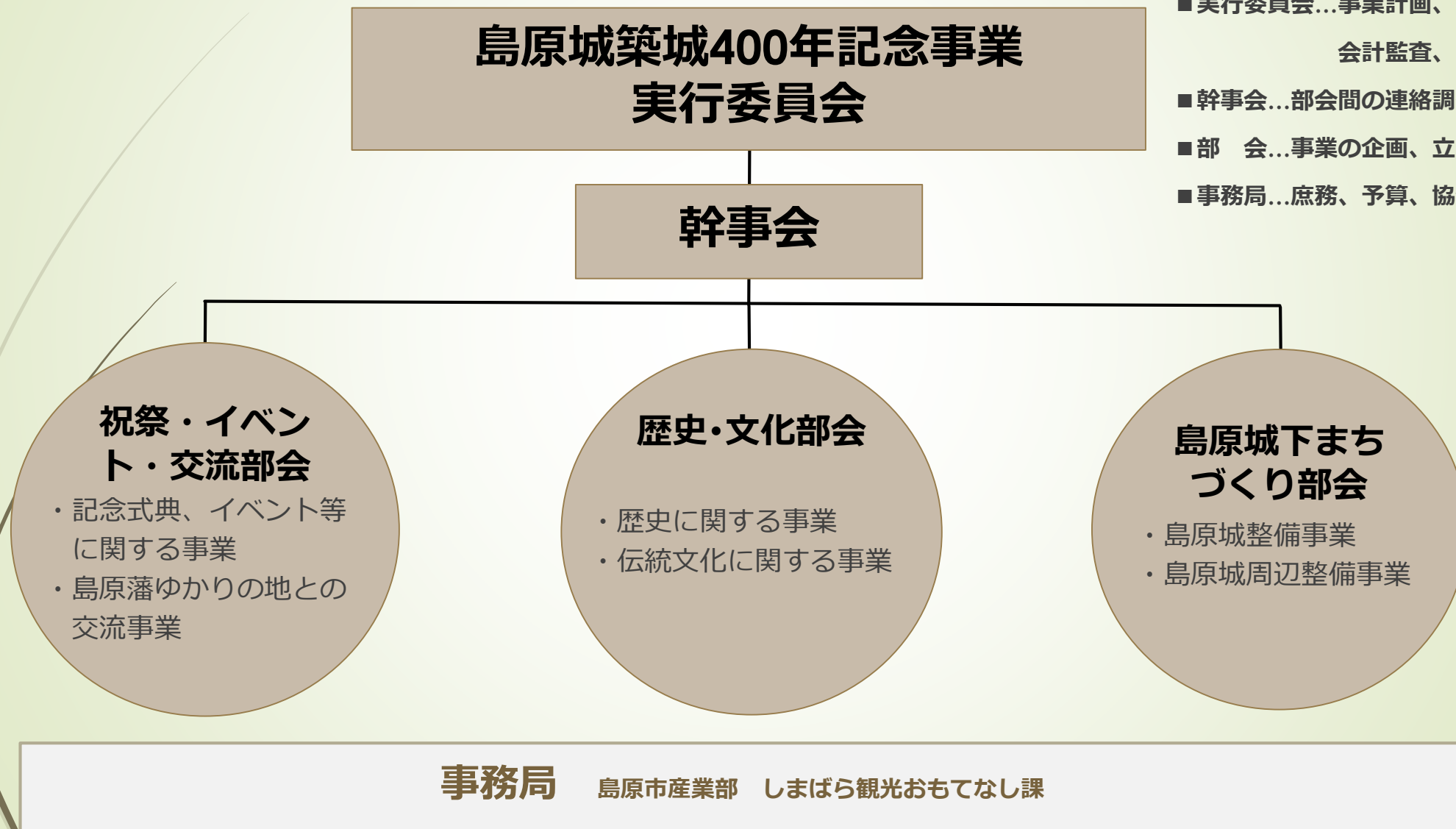
事業構成	事業内容	事業イメージ
祝祭・イベント・交流事業	記念行事、イベント、交流事業の開催	・主催事業（実行委員会が新たに企画し、主催する事業） ・協賛事業（実行委員会以外の事業主体が実施する事業で、関連付け出来る事業） ・島原藩を舞台としたイベント交流 ・島原藩ゆかりの地との交流 等
歴史・文化事業	島原城の歴史や文化の再認識、郷土愛の向上、後世への伝承	・市民大学講座の開催 ・島原の歴史検定 ・松平文庫の充実 等
島原城下まちづくり事業	城下町島原にふさわしい景観整備に対する提案	・島原城の整備 ・島原城周辺の整備 等



3 事業推進体制



4 実行委員会組織



- 実行委員会...事業計画、予算の審議決定、
会計監査、その他必要な事項
- 幹事会...部会間の連絡調整 等
- 部 会...事業の企画、立案、実施 等
- 事務局...庶務、予算、協賛、情報発信 等



島原城築城 400 年記念事業実行委員会専門部会設置要領

(設置)

第 1 条 島原城築城 400 年記念事業の運営をより円滑に推進するため、島原城築城 400 年記念事業実行委員会規約（以下「規約」という。）第 12 条の規定に基づき、次の専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

- (1) 祝祭・イベント・交流部会
- (2) 歴史・文化部会
- (3) 島原城下まちづくり部会
- (4) その他必要に応じ設置する部会

(構成)

第 2 条 専門部会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 規約第 4 条第 1 号に定める委員のうち、構成団体については当該構成団体から選出された者並びに部会参加を希望する個人
- (2) 島原市職員
- (3) その他会長が必要と認めた者

(事務分掌)

第 3 条 各専門部会の事務分掌は、別表によるものとし、新たな部会を設置した場合はこれを調製する。

(部会長等)

第 4 条 各専門部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、部会員の中から互選により選出する。
- 3 副部会長は、部会長が指名する。
- 4 部会長及び副部会長は、専門部会相互の連携を図るため、幹事会において連絡調整を行う。

(補則)

第 5 条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、幹事会に諮り、各部会長が適宜これを処理することができる。

附則

この要領は、平成30年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

専門部会事務分掌

部会名	業務内容
祝祭・イベント・交流部会	・基本方針に関する事業の企画、提案及び実施に関する事 ・ 記念式典、イベント等に関する事 ・ 島原藩ゆかりの地との交流事業に関する事
歴史・文化部会	・基本方針に関する事業の企画、提案及び実施に関する事 ・ 歴史に関する事 ・ 伝統文化に関する事
島原城下まちづくり部会	・ 基本方針に関する事業の企画、提案に関する事 ・ 島原城整備事業に関する事 ・ 島原城周辺整備事業に関する事

(第 2 号議案)

平成 3 0 年度事業計画（案）

島原城築城 4 0 0 年記念事業の円滑な運営及び機運の向上を図るため、次の事業を行う。

- 1 事業計画の策定
- 2 情報発信、P R 活動
- 3 キャッチフレーズ及びロゴマークの募集

島原城築城400年記念事業キャッチフレーズ及びロゴマークについて（案）

島原城築城400年記念事業におけるキャッチフレーズとロゴマークについては、下記の要領で公募、決定する。

■キャッチフレーズ

- 募集期間 平成30年8月中旬～9月中旬
- 募集方法 キャッチフレーズとその理由を明記し提出
- 決定方法
 - ①応募されたキャッチフレーズを実行委員会委員にそれぞれ5点選定してもらい、集計後、上位5点を決定
※各委員へは、郵送で依頼
 - ②広く市民の意見を踏まえて決定するため、市民投票を実施する。市民投票は、実行委員会で選定した5点について実施。
※投票は、HP及び本庁、有明庁舎、各地区公民館で実施
 - ③市民投票の結果を、11月開催予定の実行委員会に報告し、確定した後、公表する。
- 報償等 選定されたキャッチフレーズの応募者へ記念品を贈呈。
※記念品は、島原市の特産品1万円相当

■ロゴマーク

- 募集期間 平成30年11月下旬～1月中旬
- 募集方法 決定したキャッチフレーズを配置したロゴマークを作成し提出
- 決定方法
 - ①応募されたロゴマークを実行委員会委員にそれぞれ5点選定してもらい、集計後、上位5点を決定
※各委員へは、郵送で依頼
 - ②広く市民の意見を踏まえて決定するため、市民投票を実施する。市民投票は、実行委員会で選定した5点について実施
※投票は、HP及び本庁、有明庁舎、各地区公民館で実施
 - ③市民投票の結果を実行委員会委員に報告し、書面決議で決定。決定後、公表する。
- 報償等 選定されたロゴマークの応募者へ賞金を贈呈。
※賞金は、5万円

【スケジュール】

項 目	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
キャッチフレーズ	← 公募 → ← 選定 → ← 市民投票 →			決定・公表				
ロゴマーク					← 公募 → ← 選定 → ← 市民投票 →			決定・公表